

宗教團體法案委員會會議錄(速記)第十七回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有
財産ノ處分ニ關スル法律案(政府
提出 貴族院送付)

會議

昭和十四年三月二十三日(木曜日)午後一時
十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 安藤 正純君
理事長 井 源君 理事世耕 弘一君
理事立川 平君 鶴見 祐輔君
大島 寅吉君 林 平馬君
紫安新九郎君 藤田 若水君
作田高太郎君 村瀨 武男君
西田 郁平君 石坂 養平君
加藤 知正君 高見 之通君
會和 義式君 松山常次郎君
河上 哲太君 高岡 大輔君
鈴木 文治君 杉山元治郎君
椎尾 辨匡君

出席政府委員左ノ如シ

營繕管財局理事 江口 順一君
文部政務次官 小柳 牧衛君
文部省宗教局長 松尾 長造君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ノ
處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院

送付)

○安藤委員長 開會致シマス、寺院等ニ無
償ニテ貸付シアル國有財産ノ處分ニ關スル
法律案ハ前會ヲ以テ質疑ヲ終了致シマシタ、
討論ニ入ルノデスガ、ソレニ先ダチマシテ
加藤知正君カラ御意見ノ陳述ガアルサウデ
ス——加藤君

○加藤委員 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル
國有財産ノ處分ニ關スル法律案ニ付テ、昨
日政府當局ノ私ニ對スル答辯ハ、唯遺憾
ト申ス外アリマセヌ、私ガ、寺院境内地
ガ私有地ニアラズシテ公領地デアルト言フ
以上ハ、是ガ確證ヲ示サレタイト申シタル
ニ對シ、嘗ニ其ノ確證ヲ示サザルノミナラ
ズ、之ニ關スル法規其ノ他ノ解釋ハ全ク御
都合主義ノ解釋ニシテ、一モ本員ニ満足ヲ與
フルモノナキヲ深く遺憾トスルノミナラズ、
明治維新政府ノ執レル惡政策ヲ其ノ儘茲ニ
踏襲シテ、「ムソリニ」氏ノ如キ深遠ニシテ
遠大ナル態度ニモ出ツルコト能ハザル現
政府ノ宗教政策ニ對シテハ、甚ダ慍焉タル
モノガアルノデアリマス、併シナガラ既ニ
宗教團體法案モ委員會ヲ通過シ、此ノ法律

案モ貴族院ヲ通過シテ參リマシタル今日、

私一人ガ如何様ニ之ヲ考ヘマシテモ、黃河
ノ流レハ雙手ノ能ク抑フベキニアラズ、昔
カラ謂フ、泣ク子ト地頭ニハ勝テナイト觀念
シテ、敢テ本法案ノ通過ニ反對スル者デハ
アリマセヌ、併シナガラ此ノ場合政府當局
ニ一言シテ置キタイコトハ、昨日モ申シマ
シタ如ク本法ノ適用デアリマス、之ヲ取扱
フ當該官吏ニ對シテ、寺院境内地ノ無償讓
與ガ全ク宗教保護ノ意味ニアルコトヲ能ク
了解セシメ、是ガ運用ニ於テ斷ジテ苛酷冷
酷ノ態度ニ出デザルヤウ、公平ニシテ寬大
ナル取扱ヲ爲サシムルヤウ十二分ノ注意ヲ
與ヘラルト共ニ、一面本法案ノ議會通過
ト共ニ、全國各寺院ニ之ヲ能ク周知セシム
ル方法ニ於テ萬遺憾ナキヲ期セラレタイ、
尙ホ一旦讓與致シタル境内地ハ、惡僧惡檀
徒輩ノ爲ニ雲散霧消ト直チニ消エテ無クナ
ルコトノナイヤウニ、是ガ保全ノ方法ヲ講
ジ、嚴重ニ是ガ保護ト取締ノ途ヲ盡サレン
コトヲ希望シテ、當局ノ御考慮ヲ煩ハシタ
イト存ズル次第デアリマス

柴安君

○柴安委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマ
シテ本案ニ贊成ヲ致シマス

○安藤委員長 立川君

○立川委員 私ハ立憲政友會ヲ代表致シマ
シテ本案ニ贊成ノ意ヲ表シマス

○安藤委員長 高岡君

○高岡委員 私ハ第一議員俱樂部ヲ代表致
シマシテ、本案ニ對シ別ニ異存モゴザイマ
セヌ、原案ノ儘贊成致シマス

○安藤委員長 鈴木君

○鈴木委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマ
シテ本案ニ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス

○安藤委員長 椎尾君

○椎尾委員 第二控室ヲ代表致シマシテ贊
成致シマス

○安藤委員長 本案ハ滿場一致ノ贊成ヲ以
テ委員會ハ可決致シマシタ(拍手)是ニテ散
會致シマス、永々有難ウゴザイマシタ

午後一時十四分散會

昭和十四年三月二十四日印刷

昭和十四年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局